

公益社団法人 あわら市シルバー人材センター

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人あわら市シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）第8条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員及び賛助会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員は、年額2,000円とする。
- (2) 賛助会員は、年額（1口）5,000円とする。
- (3) 第1号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費の納入は年1回とし、納入期日は、次の各号によるものとする。

- (1) 正会員は、事業年度開始前日までとする。
- (2) 賛助会員は、9月末までとする。

2 ただし、新規入会申込者は、理事長が入会の承認をした後、1ヶ月以内に納入するものとする。

(会費の用途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 31 日から施行する。